

第4章 これからの環境施策の方針

本章では、第2次計画で定めた方針について、第2章に記載した環境分野の社会情勢の変化や第3章での施策の達成状況を踏まえ、目標年度に向けた施策の方向性を示します。

4.1 環境施策の方向性

第2次計画で定められた方針・施策については、この5年間でおおむね順調に進められてきていますが、ごみ減量・資源化の推進や緑地の保全に関する指標で進捗が遅れており、さらなる普及啓発や緑地の整備が必要となっています。

改定版においては、これらのことに加え、SDGsや国の第5次環境基本計画、世界規模で課題となっている地球温暖化による気候変動の影響や海洋プラスチックによる海洋生態系への影響についての対応などを反映した総合方針を定め、その総合方針を達成するための方針として新たな5つの基本方針を示します。

4.2 総合方針

浜松市総合計画に掲げられている環境分野の基本政策である「環境と共生した持続可能な社会の実現」について、これまでの方針に加え、国の第5次環境基本計画で示されている地域循環共生圏の考え方や、SDGsの理念を踏まえて施策を推進していく必要があります。持続可能な社会を構築するためには、市内の各々の地域が地域の特性を活かしながら環境・社会・経済を向上させるための取組みを推進し、地域ごとにそれぞれ異なる資源を活用・補完し、広域的なネットワークを構築して行く必要があるため、このことを踏まえ、本市の環境行政の総合方針を

「環境・社会・経済が調和する持続可能な社会の創造」

と掲げます。

4.3 5つの基本方針

SDGsの17のゴールを達成するために環境分野で取り組むべき目標について、目標の達成に必要な方針として新たな5つの基本方針を示します。

各方針ごとの施策の方向性については「施策の方向性（一覧）（付属資料）」に記載し、本編では主な施策の方向性のみ掲載します。

健康で安全な生活環境を 保全する都市



市民の健康や生活環境に影響を及ぼす大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭などの防止や有害化学物質対策を推進することで、健康で安全な生活環境を創造・保全する都市を目指します。

【主な施策の方向性】

(1) 大気汚染対策

- ・大気汚染については、大気の常時監視や事業所への立入検査などを引き続き実施し、健康被害の発生を未然に防止するとともに、測定・監視を効率的に行い、健康影響が生じるおそれがある場合は、速やかに市民・事業者へ周知を行います。

(2) 水質保全対策

- ・水質汚濁については、公共用水域の常時監視や特定事業場への立入検査などを引き続き実施し、水質の保全を図ります。
- ・閉鎖性水域である浜名湖・佐鳴湖については、市民・事業者・行政が協力・連携して、公共下水道への接続促進や合併処理浄化槽への設置替え促進といった流域対策、肥料の適正使用や流出防止といった面源負荷対策などの水質浄化対策を進めます。また、佐鳴湖地域協議会¹⁰で策定した計画に基づく取り組みを実施します。
- ・河川の着色対策については、地域代表、事業者及び行政の3者協力により、着色排水の削減、脱色技術の検討、着色度の監視などを行い、着色の改善を推進します。

(3) 有害化学物質等対策

- ・アスベストの飛散防止については、解体工事現場への立入検査を強化し、解体工事現場におけるアスベストの飛散による健康被害の防止に取り組みます。
- ・PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理については、保管事業者に対し適切な指導を行うことで、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき定められた処理期限までに確実に処理を完了します。

¹⁰ 佐鳴湖の総合的な水環境の向上を推進するために、学識者、地域代表、行政により組織された協議会

資源を有効に活用する循環型都市

12 つくる責任
つかう責任8 豊かになる
経済成長も11 住み続けられる
まちづくりを14 海の豊かさを
守ろう17 パートナーシップで
目標を達成しよう

ごみの減量や資源物のリサイクル、食品ロスの削減、産業廃棄物の適正処理に取り組むとともに、海洋プラスチックごみ対策を視野に入れ、プラスチック製品の利用抑制や適正処理によるプラスチックの資源循環を推進し、資源を有効に活用する循環型都市を目指します。

【主な施策の方向性】

(1) 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進

- ・本市のごみ排出実態を踏まえ、引き続き、家庭や事業者に3Rの取り組みを促すとともに、食品ロス削減施策を実施することで、ごみの減量と資源化を推進します。
- ・ごみ減量と資源化についての意識啓発や環境教育を充実させ、市民・事業者・行政が協働で生活環境の保全に取り組みます。
- ・安定的なごみ処理と資源化を行うため、効率的なごみ処理体制を構築します。
- ・大規模災害発生時に備え、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制を構築します。

(2) 産業廃棄物対策

- ・産業廃棄物の多量排出事業者や処理業者に対し、引き続き減量化や再生利用の取り組みを要請します。
- ・排出事業者に対し、立入指導や啓発活動等を行い不適正処理や不法投棄の防止を推進します。

(3) バイオマスの活用

- ・地域材など豊富なポテンシャルを有するバイオマスの利活用を推進し、エネルギーの地産地消及びエネルギー自給率の向上を図ります。
- ・原料調達から燃料製造、需要先に至るまでのサプライチェーンの構築を進め、未利用間伐材等の木質バイオマスの活用を推進します。

(4) 海洋プラスチックごみ対策

- ・レジ袋などのプラスチック製品の利用抑制やペットボトルなどの資源物の正しい分別について啓発を行い、プラスチックごみの排出抑制を推進します。
- ・遠州灘海岸等でのクリーン作戦を行いプラスチックごみの海洋流出を防止するとともに、流出により生じる海洋汚染などの問題について、市民への啓発を行います。

気候変動に適応しエネルギーを 効率的に利用する都市



温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を推進し、気候変動や災害に強いまちづくりを推進するとともに、再生可能エネルギーの適正な導入・活用やエネルギーマネジメントシステムの導入を進めることで、気候変動に適応し、エネルギーを効率的に利用する都市を目指します。

【主な施策の方向性】

（1）再生可能エネルギーなどの導入

- ・安心・安全で安定的なエネルギーを確保するため、地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用を推進します。

（2）地球温暖化対策の計画的な推進

- ・事業所等から排出される温室効果ガス排出量の削減のため、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進の施策を両輪として、ハードとソフトの両面から対策を推進します。
- ・市民、事業者、市が一体となって一層の省エネルギーに取り組む必要があるため、省エネ製品・設備の導入や省エネ改修、施設の適正な運用管理などにより、省エネルギーを推進します。
- ・家庭から排出される温室効果ガス排出量の削減のため、環境に配慮した住宅などの普及促進を行います。
- ・都市機能を集積した拠点の形成と拠点間の公共交通ネットワークの確保、沿線への居住の集約により、過度に自家用車へ依存しない、低炭素な都市を目指します。

（3）CO₂吸収源の確保

- ・林業者による森林保全の取り組みだけでなく、企業等の社会貢献と森林保全の連携により、CO₂吸収源としての森林を確保します。

（4）気候変動に対する適応

- ・豪雨時の治水対策や熱中症対策などの気候変動に伴う影響への対応策の検討を進めるとともに、適応策について理解を深めてもらうよう普及・啓発を行います。

基本方針 4

多様な環境と人々のくらしが 共存する都市



国土縮図型と呼ばれている本市の広大な市域に存在する豊かな自然環境や生息・生育する多様な動植物と、全国でも指折りの産出額を誇る農業や天竜美林に代表される林業、遠州灘や浜名湖での漁業、輸送用機器などの製造業といった人々の様々な営みや日々の生活が調和し、環境と人々のくらしが共存する都市を目指します。

【主な施策の方向性】

(1) 生物多様性の保全

- ・本市の豊かな生物多様性を将来にわたって保全していくため、身近な動植物の生育・生息環境や生態系の保全を行います。
- ・特定外来生物対策を推進するため、防除実施計画に沿って、特定外来生物の効果的・継続的な防除及び、市民協働による対策を進めます。
- ・市民、市民団体、事業者、専門家などの各主体が連携して、生物多様性に対する関心の高い市民や地域の自然環境を支えていくための人材を育成します。

(2) 森林・農地・緑地の保全

- ・「持続可能な森林経営・管理」により、災害防止や地球温暖化防止などの森林の公益的機能の維持増進や生態系の保全を推進します。
- ・生産地と消費地が共存する本市の特性を活かし、中山間地と都市部との市民交流や、次世代を担う子供たちに対する森林環境教育の充実などにより、市民一人ひとりの森林への理解を深めるための施策を推進します。
- ・個々の緑地を保全するだけでなく、生物多様性を保全するため、多様な生物の生息・生育場所となる森林や丘陵地、農地、公園など緑地のつながりを形成していきます。

(3) 地域資源の持続可能な活用による産業の振興

- ・「FSC 森林認証」を取得した木材製品の積極的な活用・普及啓発による「天竜材」のブランド化を進めます。

環境活動を実践する人が育つ都市



市民・事業者が日常生活の中で自らの問題として環境の保全に取り組むきっかけをつくるため、防災や健康福祉、消費生活、まちづくりなどの分野と幅広く連携を取り、市民に環境情報の発信を行うとともに、環境教育の担い手の育成を図り、環境活動を実践する人が育つ都市を目指します。

【主な施策の方向性】

(1) 学校・地域・社会など幅広い場における環境教育

- ・体験学習に重点を置く取り組みや幅広い実践的人材づくりを行うとともに、市民団体や事業者など、各主体と協働した取り組みを促進します。
- ・本市の地域特性・自然特性を活かし、幼児から大人まで発達段階に応じた系統的な浜松版環境学習プログラム「Eスイッチプログラム¹¹」の学校教育や地域の学習会での活用を促進します。
- ・エシカル消費¹²などの多分野の視点を取り入れた環境教育を推進することで、持続可能な社会の創造を目指します。
- ・多分野の視点から物事をとらえ、多様な課題を解決し持続可能な社会を創造する人材を育むため、ESD¹³を推進します。

(2) 環境情報の積極的な発信

- ・環境教育の取り組みや、環境学習会や環境活動の情報について、SNSなどのツールを活用し、積極的な情報発信を行います。
- ・学校や地域、市民、市民団体、事業者などが実施した、環境に配慮した行動や環境活動についてとりまとめ、各主体での情報共有をします。

¹¹ 「みどり」「水」「廃棄物」「大気」「エネルギー」「食」の6つの分野で構成され、浜松市の地域特性を取り入れた浜松版環境学習プログラム

¹² 倫理的消費。フェアトレードや地産地消など、貧困や人権など人や社会、地球環境に配慮した商品やサービスを選択、購入すること

¹³ イーエスディー エデュケーション フォア サステイナブル デヴェロップメント
ESD (Education for Sustainable Development) (持続可能な開発のための教育)：現代社会の課題を自らの問題として捉え、それらの解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造することを目指す学習や活動のこと

4.4 環境指標

第2次計画で掲げられた5つの基本方針ごとに設定された環境指標を基本とし、これまでの進捗状況を踏まえて、2024（令和6）年度の目標年度までに重点的に取り組むべき指標を示します。

図表 4.4 環境指標

| 測定項目 | 計画当初 2013(平成25)年度 | 現状 2018(平成30)年度 | 目標値 2024(令和6)年度 |
|--|------------------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| 【基本方針1】 健康で安全な生活環境を保全する都市 | | | |
| 佐鳴湖のCOD(化学的酸素要求量) ※5ヶ年移動平均値 | 7.6mg/L | 7.8mg/L | 8mg/L以下 |
| 【基本方針2】 資源を有効に活用する循環型都市 | | | |
| 1人1日当たりの一般廃棄物排出量 ※本市人口により1日当たりの一般廃棄物排出量を算出 | 898g | 879g | 851g |
| 【基本方針3】 気候変動に適応しエネルギーを効率的に利用する都市 | | | |
| 市域の温室効果ガス排出量の削減目標 | 基準年度排出量 5,795千t-CO ₂ | [2016(平成28)年度] 基準年度比 15%削減 | 基準年度比 19%削減 |
| 【基本方針4】 多様な環境と人々のくらしが共存する都市 | | | |
| 緑地保全面積 ※主として緑地の保全を目的とした法規制・条例により担保された緑地の面積 | 1,374ha | 1,374ha | [2029(令和11)年度] 3,931ha |
| 【基本方針5】 環境活動を実践する人が育つ都市 | | | |
| 環境に配慮した行動や活動をしている市民の割合 ※市民アンケートによる、環境に配慮した暮らしを実践する市民の割合 | [2014(平成26)年度] 55% | 47% | 67% |

(【基本方針1】補足)

佐鳴湖の水質は、COD11mg/L台から現在では8mg/L程度に改善しています。長期目標である環境基準(5.0mg/L)の達成に向け、短期的には8mg/L以下を目標とします。